

# スポーツ少年団指導者制度改定 Q & A

**Q 1** スタートコーチは、「コーチングアシスタント(指導補助)」、「上位資格者と協力して・・・」とあるが、スタートコーチ(スポ少)が主たる指導者として指導することはできるのか？

**A 1** 日本スポーツ協会(以下、JSP0)では、スタートコーチは上位資格者の指導を補助するアシスタント的な資格と位置づけている。  
しかし、スタートコーチ(スポ少)に限り、スポーツ少年団活動においては、主たる指導者として指導できるとしている。

**Q 2** スタートコーチは、「競技別資格」に位置づけられているが、競技志向の資格なのか？

**A 2** スタートコーチは、競技別資格のカテゴリーに位置づけられているが、スタートコーチ(スポ少)だけは、競技志向の指導をするための資格ではない。  
スタートコーチ(スポ少)は、あくまでも「スポーツ少年団の理念」を具現することを目的とする。

**Q 3** 他のJSP0公認スポーツ資格保有者が、スタートコーチ(スポ少)を取得する際、養成講習会カリキュラムの受講を一部免除されるのか？

**A 3** 本県では免除しない。全カリキュラムの受講を原則とする。(ただし、検定試験は免除する。)(秋田県登録規程内規第2条5項)

**Q 4** スタートコーチ(スポ少)が上位資格を取得する際、共通科目の受講を一部免除されるか？

**A 4** 免除規程はない。上位資格を取得する際は、全カリキュラムの受講が必要である。

**Q 5** スタートコーチ(スポ少)養成講習会は、本県ではどこで行うのか？

**A 5** 中央4会場、県北・県南各1会場程度と想定している。(正式は予定は、3月末の「事務担当者会」で説明予定。)

**Q 6** スタートコーチ(スポ少)養成講習会の講師(インストラクター)は、誰が担当するのか？

**A 6** 従来の認定員養成講習会の講師(「移行研修会」受講)+新規の講師(「養成講習会」受講)等でインストラクターを担う。

**Q 7** スタートコーチ(スポ少)養成講習会の「グループワーク」に、ファシリテーターを配置するか？

**A 7** 本県では、グループワークにファシリテーターを配置しない。

**Q 8** 認定員は、2020年度からJSP0公認「スポーツリーダー」に移行するが、2023年度までは移行期の特別措置として、「コーチングアシスタント」への移行手続きを行わず「スポーツリーダー」資格で指導者登録することができるが、その場合資格登録料(10,000円)と初期登録料(3,000円)を払わなくてもよ

いのか？

A 8 秋田県では、移行期の特別措置を活用し、旧認定員は、原則として 2023 年度までは「スポーツリーダー」資格で指導者登録することとする。(秋田県登録規定内規)

2024 年度以降も指導者として登録する場合は、原則として 2023 年度に一斉に「コーチングアシスタント」資格への移行手続きを行うこととする。

移行手続きをした時点で「資格登録料(10,000円)」と「初期登録料(3,000円)」が発生するので、スポーツリーダー資格で指導者登録していれば 2023 年度までは資格登録料と初期登録料は支払わなくてもよいことになる。(秋田県登録規程内規第 2 条 4 項)

**Q 9 団活動を行う際には、必ず指導者が張り付かなければいけないのか？**

A 9 今回の改定により、資格をもたない者や登録していない者が指導を行うことができないことが明確化された。よって、団活動は「『理念』を学んだ 20 歳以上の公認スポーツ指導者資格を有する登録指導者」のもとで行うものとする。

ただし、やむを得ない事情ある場合に限り(たとえば、指導者が仕事の都合で活動開始時刻まで活動場所へ来られない場合)、指導者が来るまでの時間帯を責任の持てる「役員」または「スタッフ」等が管理することは可とする。(秋田県スポーツ少年団活動の指針「3 団活動に際しての配慮事項(1)」)

**Q 10 2023年度までは「スポーツリーダー」資格で指導者登録し、2024年度以降も引き続き指導者登録する場合には、2023年度にコーチングアシスタントへの移行手続きを行うとあるが、2023年度以前に移行手続きを行うことはできるのか？**

A 10 可能である。秋田県では「原則として 2023 年度に一斉に移行」と定めているが、それ以前に移行手続きを行いたい希望がある場合には、2023 年度を待たずに移行手続きを行ってもよい。ただし、移行手続きをした時点で「資格登録料(10,000円)」と「初期登録料(3,000円)」が発生する。(秋田県登録規程内規第 2 条 4 項)

**Q 11 スポーツリーダー資格を持っている者が、「役員」または「スタッフ」登録した場合、何年か先に「指導者」に移行することはできるのか？**

A 11 コーチングアシスタントへの移行手続きを行えば、再び指導者として登録することは可能である。

ただし、指導者として登録するまでの期間、「役員」または「スタッフ」として登録を継続していることが条件である。(秋田県登録規程内規第 2 条 4 項)

**Q 12 保護者は、必ず団登録しなければいけないのか？**

A 12 本県では、保護者がスポーツ少年団活動に関わる場合、「指導者」「役員」「スタッフ」のいずれかに必ず登録することを原則とする。

(秋田県スポーツ少年団活動の指針「3 団活動に際しての配慮事項(1)」)

**Q 13 「理念を学んだ指導者」とは、どのような指導者か？**

A 13 スポーツ少年団の理念を学んだ指導者とは、①「認定員」、②「認定育成員」、新資格の③「スタートコーチ(スポ少)」の三種である。